

地区公民館利用のご案内

地区公民館は、市民の皆さんの学習活動・地域活動・ボランティア活動の支援を行う社会教育施設です。

1.概要

(1) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時 30 分まで ただし、日曜日は午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 休館日

毎月第 1 月曜日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

その他、必要に応じ臨時休館する場合があります。（避難所を開設する場合等）

(3) 利用区分・回数

同一団体の利用回数は、同一の地区公民館において 1 か月のうち 5 回以内です。（次の表の 1 区分の利用を 1 回とします。）利用時間には、準備及び片づけに要する時間を含みます。

区分	時間
午前	午前 9 時から正午まで
午後	午後 1 時から午後 5 時まで
夜間	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで

(4) 使用料

原則無料です。ただし、利用目的・内容によっては有料の場合があります。

冷暖房を使用する場合は実費がかかります。

(5) 地区公民館の部屋を利用できる方

3 人以上のサークル・団体等

(6) 利用についての禁止事項

地区公民館はその設置目的から、法律や条例により下記のような場合は利用できません。

【社会教育法第 23 条】

- ・ 営利を目的とする場合、もしくは営利にかかる使用を目的とすると認めるとき
例）私塾、市民サークルではない稽古教室（講師が自ら主催して営んでいるもの）、
物品の販売行為、商行為の勧誘など
- ・ 特定の政治団体の政治活動・利害に関する事業や、選挙に関し特定の候補者の支持に結びつくと認めるととき
- ・ 特定の宗教・宗派を支持し、又は特定の教派・宗派もしくは教団の支援に結びつくと認めるとき

【大牟田市公民館条例】

- ・ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき
- ・ 建物又は付属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき
- ・ 「暴力団追放宣言都市」としての目的達成を図るために、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき
- ・ 公民館の管理又は運営上支障があると認めるとき
- ・ その他教育委員会が不適当と認めるとき

2. 利用者登録

年度ごとに「大牟田市公民館利用団体概要調査書」により、利用の可否を審査します。

①公民館を初めて利用される場合又は利用希望年度の前年度に利用が無かった場合

利用を希望する公民館に予約申請をする日から土・日・祝日、休館日を除いた7日前までに「大牟田市公民館利用団体概要調査書」を提出してください。(様式は大牟田市のホームページからダウンロードできます。) 利用者登録の完了後、利用者IDと初期パスワードをお知らせします。

②利用希望年度の前年度に利用があった場合

平日9時から17時までに来館された場合、公民館窓口にて前年度の情報を一部印字した大牟田市公民館利用団体概要調査書を発行します。団体情報の変更が無いかご確認いただき、必要に応じて修正のうえ、提出してください。平日17時以降又は土・日・祝日に来館された場合は①と同様の手続きとなります。

3. 利用予約申請

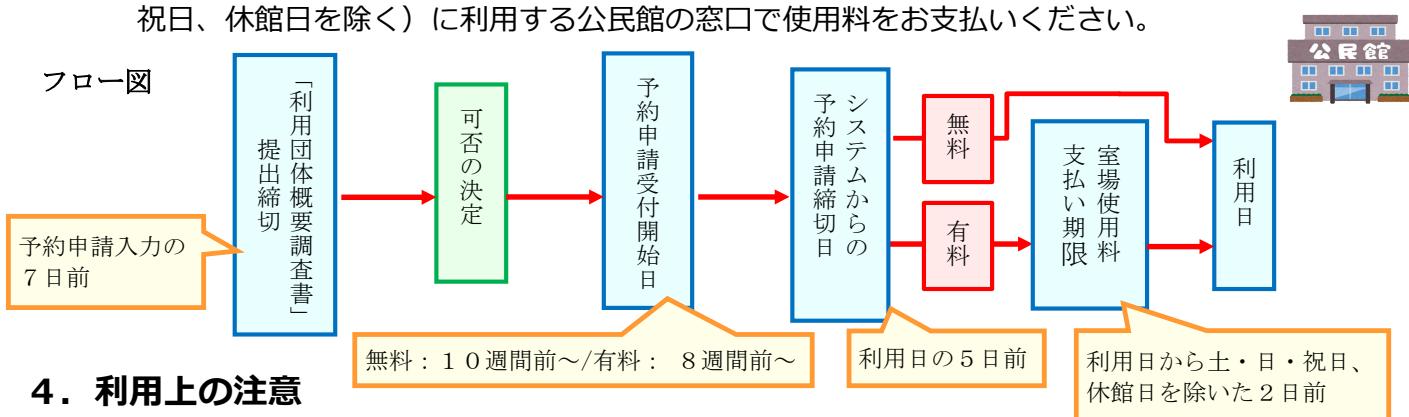
「大牟田市公共施設予約システム」から予約申請をしてください。ご自宅のスマホ・パソコンから申請できます。また、各地区公民館の窓口に予約申請用のタブレットを設置しています。

○利用希望日の10週間前から先着順で受け付けます。

システムからの予約申請は利用日の5日前まで、窓口での予約申請は当日まで可能です。

但し、システムからの予約申請締切後、土・日・祝日の場合は当日窓口での利用申請のみ可能です。

また、有料での利用の場合は8週間前からの予約申請受付となり、利用日の2日前まで(土・日・祝日、休館日を除く)に利用する公民館の窓口で使用料をお支払いください。



4. 利用上の注意

(1) 視聴覚機材等の貸出について

館内の視聴覚機材等の備品がご利用いただけます。種類、台数に限りがありますので、事前にご相談ください。

(2) 機器の借用、持ち込み等について

地区公民館の機器の借用、機器の持ち込みをする場合は事前にお申し出ください。

(3) 建物、設備のき損について

地区公民館の建物、設備、備品をき損したときは、職員にお知らせください。

(4) 準備・後片付けについて

準備・後片付け(清掃を含む)は利用者で行ってください。
机、椅子等は元の状態に戻してください。

(5) ゴミの処分について

ゴミ箱は設置していません。各自お持ち帰りください。

図書コーナー

大牟田市立図書館の「としょかん利用カード」で地区公民館（中央地区公民館を除く）の図書を借りることができます。

市立図書館や他の地区公民館で借りた図書を返すこともできます。

【貸出】 午前9時から午後6時まで（日曜日は午後5時まで）

【返却】 午前9時から午後9時30分まで（日曜日は午後5時まで）

【貸出冊数】 1日の貸出7冊まで（市立図書館・他地区公民館と合わせて30冊まで）

【貸出期間】 15日以内

※「としょかん利用カード」は市立図書館・他の地区公民館と共通のカードです。

印刷・コピー

地域活動や学習活動等に必要な資料の印刷やコピーは有料で利用できます。

【利用時間】 月曜日から金曜日（休館日、祝日を除く）

午前9時から午後5時15分まで

【注意】 内容によっては印刷・コピーができない場合があります。

地区公民館一覧

大牟田市には7つの地区公民館があり主催講座をはじめ、各種サークル活動が行われています。

詳しくは各地区公民館までお問い合わせください。

名称	所在地	電話・FAX	メールアドレス
中央地区公民館	〒836-0862 大牟田市原山町13番地3	電話：0944-53-1502 FAX：0944-59-0614	e-tyuou01@city.omuta.fukuoka.jp
三川地区公民館	〒836-0072 大牟田市上屋敷町1丁目12番地3	電話：0944-52-5957 FAX：0944-52-5998	e-mikawa01@city.omuta.fukuoka.jp
勝立地区公民館	〒836-0895 大牟田市新勝立町4丁目1番地1	電話：0944-51-0393 FAX：0944-43-4053	e-kattati01@city.omuta.fukuoka.jp
吉野地区公民館	〒837-0912 大牟田市大字白銀781番地3	電話：0944-58-3479 FAX：0944-50-0494	e-yoshino01@city.omuta.fukuoka.jp
三池地区公民館	〒837-0921 大牟田市大字三池629番地2	電話：0944-53-8343 FAX：0944-43-6814	e-miike01@city.omuta.fukuoka.jp
手鎌地区公民館	〒836-0004 大牟田市大字手鎌1300番地42	電話：0944-56-6008 FAX：0944-56-6824	e-tegama01@city.omuta.fukuoka.jp
駛馬地区公民館	〒836-0086 大牟田市馬込町1丁目20番地1	電話：0944-57-5443 FAX：0944-57-5444	e-hayame01@city.omuta.fukuoka.jp